



平泉町立幼稚園

入園資格…3歳から小学校就学前の幼児(新規入園希望者)

募集定員…5歳児(19人)、4歳児(17人)、3歳児(20人)

受付期間…12月1日(金)～15日(金)

提出書類…▷支給認定申請書兼入園申込書▷保育料納付誓約書▷住民票抄本1通(入園児分、交付は町民福祉課にて)

※申請書類は教育委員会、町立幼稚園にあります。また町ホームページからもダウンロードできます。(配布、ダウンロード開始時期…11月6日以降)

提出先…教育委員会

入園決定…平成30年1月中旬に面談を行い、2月上旬ごろに保護者あて通知します。

保育内容…保育週数は年間39週以上、1日当たりの保育時間は原則として4時間です。

保育料…保護者の町民税課税額に応じて決定します。

問い合わせ先
 教育委員会 ☎46-5576
 町立幼稚園 ☎46-2575



平泉保育所・長島保育所

入所資格…日中、保護者が仕事や病気などにより家庭において必要な保育を受けることができない小学校就学前の乳幼児

募集定員…平泉保育所・長島保育所各90人(継続児含む)

※他市町村の私立保育所など(認可保育所のみ)への入所申し込みも受け付けます。

受付期間…12月1日(金)～15日(金)

受付場所…町民福祉課、両保育所

提出書類…▷支給認定申請書兼入所申込書▷家庭で保育できないことを証明する書類(就労証明書、就労状況申告書など)▷保育料納付誓約書

※申請書類は町民福祉課、両保育所にあります。また町ホームページからもダウンロードできます。(配布、ダウンロード開始時期…11月6日以降)

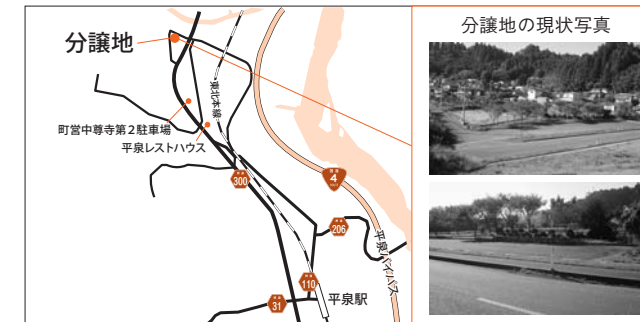
入所決定…平成30年2月上旬に保護者あて通知します。新規入所児は面接があります。

保育料…保護者の町民税課税額に応じて決定します。※出産、育児休業終了などで30年度中に入所を考えている人は町民福祉課へご相談ください。

申し込み・問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562
 平泉保育所 ☎46-2767
 長島保育所 ☎46-2007

定住促進宅地分譲のご案内

町への移住・定住を促進し地域を活性化していくため、次の条件により町有地を分譲します。



■物件概要

- ①施設までの距離…平泉小、平泉中まで約2.4km
- ②都市計画区域…第1種住居地域
- ③景観計画区域…景観地区(歴史景観地区)
- ④建ぺい率・容積率…60%・200%
- ⑤設備…上水道有り、下水道区域外

■申込受付期間

11月6日(月)～12月8日(金)

受付時間 8:30～17:15

※土曜日と日曜日、祝日は受け付けできません。

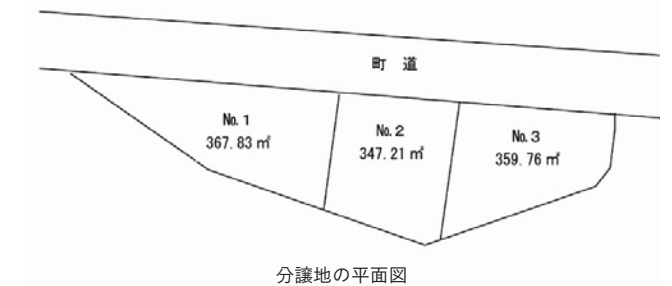
■申し込みの資格

- ①住宅を建築するための宅地を必要としていること。
- ②申込者またはその配偶者が満20歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上の場合でも分譲の申し込み日現在で小学生以下の子どもがいる人も対象となります。
- ③申込者に同居しようとする人がいること。
- ④申込者と同居しようとする人が地方税などを滞納していないこと。
- ⑤指定する日に分譲価格の支払いが確実にできること。
- ⑥申込者と同居しようとする人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不法行為を行う人、公序良俗に反する行為を行う人でないこと。

■分譲の条件

- ①宅地を住宅用地以外の目的に使用できません。
- ②宅地の引渡しを受けた日から2年以内に住宅建築に着手し、3年以内に完成させること。
- ③宅地の売買契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。
- ④住宅完成後、速やかに居住し、平泉町に住民登録を

区画 No.	所在地	面積(㎡)	分譲価格(円)
No. 1	平泉字坂下53番18	367.83	3,333,000
No. 2	平泉字坂下53番17	347.21	3,305,000
No. 3	平泉字坂下53番16	359.76	3,424,000



- ⑦自治会などへ加入し、それらの活動に積極的に参加すること。
- ⑧宅地の引渡しを受けた日から10年間は、宅地を第三者に貸与、譲渡することはできません(特別な事情がある場合を除く)。
- ⑨宅地の買戻し特約を町長と締結し、当該特約の登記をすること。
- ⑩自治会などへ加入し、それらの活動に積極的に参加すること。

■提出書類

分譲の申し込みを希望する人は、次の書類を提出してください。必要に応じて、このほかに提出を求める書類がある場合もあります。

- ①平泉町定住促進宅地分譲申込書
 - ②住宅に居住しようとする全ての人の住民票
 - ③申込者と同居しようとする人の地方税などに係る納税証明書または非課税証明書
 - ④確約書
- ※①、④はまちづくり推進課で配布および町ホームページにも掲載しています。

■注意事項

- ①分譲申し込みは、1世帯につき1区画とします。
- ②敷地内に桜の植栽がありますが、現状のままに分譲しますので、現地を確認し了解のうえ申し込みください。
- ③町道から敷地内への取付口は町で整備します。
- ④申込者が、申し込みの資格を有する人かどうか審査を行い、当選者を決定します。
- ⑤同一区画に対して申込者が複数いる場合は、後日抽選により当選者を決定するため、該当する申込者へは別途通知します。

■申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

vol.4 平泉・一関・奥州3市町合同企画 東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けて

問い合わせ先
 農林振興課 ☎46-5564

講師を務める
 岡田秀二さん



東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けた取り組みや地域の活動などについて紹介します。

【世界農業遺産シンポジウム】
 昨年に引き続き平泉町で「世界農業遺産シンポジウム」を開催します。
 今年は「中山間地域の活性化」をテーマに、富士大学学長の岡田秀二さんが講演します。

そのほか、東稲山麓地域の動植物を調査している専門家が生物の多様性について報告する予定です。

■日時…12月2日(土) 13:00～
 ■場所…平泉ホテル武蔵坊(平泉町平泉大沢115)
 ■定員…200人
 ■申し込み方法
 農林振興課まで電話でお申し込みください。